

## 宮崎県立病院群臨床研修ガイドブック及びP R動画制作業務委託企画提案競技実施要領

### 1 目的

宮崎県立病院群臨床研修ガイドブック及びP R動画制作業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

### 2 委託業務の内容

「宮崎県立病院群臨床研修ガイドブック及びP R動画制作業務委託仕様書」のとおり

### 3 契約上限額

3,388,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 4 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

### 5 参加資格

この企画提案競技に参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であり、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができるもの
- (2) 宮崎県内に本社又は支社、支店若しくは営業所を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがされていない者
- (5) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）ではなく、かつ、役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者）が暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団関係者（同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）でない者

### 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                |                            |
|----------------|----------------------------|
| (1) 実施公告       | 令和6年9月5日(木)                |
| (2) 企画提案書等提出期限 | 令和6年9月26日(木) 午後5時15分まで(必着) |
| (3) 選考結果通知     | 令和6年10月中旬(予定)              |

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案申請書(1部)

- ・ 別記様式により提出すること。

#### ② 企画提案書(4部)

- ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
- ・ 書式はA4版(一部A3版を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。

#### ③ 見積書(原本1部、写し2部)

- ・ 業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・ 内訳は、税抜表示を基本とする。

### (2) 提出期限及び提出方法

令和6年9月26日(木) 午後5時15分まで(必着)

※ この要領中「13 企画提案書の提出及び提案に関する問合せ先」に送付又は持参で提出すること(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

## 9 企画提案競技に関する問合せ

問合せについては、個別に回答する。

受付期間：令和6年9月25日(水) 午後5時15分まで

## 10 審査及び委託先の決定方法

### (1) 審査

提出された企画提案について、別に設置する審査委員会において選定するものとし、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

### (2) 審査結果の通知

選定結果については、選定・非選定にかかわらず通知する。

### (3) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知する。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

## 11 契約の締結等

- (1) 受託候補者と県は、選定された企画提案書の内容に基づき、業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行うものとする。
- (2) 受託候補者との協議が整わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約保証金については、病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）第 82 条の規定による。

## 12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を宮崎県に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は返却しない。
- (5) 著作権法等関係法令に抵触しないこと。

## 13 企画提案書の提出及び提案に関する問合せ先

〒880-8501 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号

宮崎県病院局 経営管理課 人事・管理担当（益田）

電話：0985-26-7080 FAX：0985-26-7341

E-mail：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp